

長久手市災害時受援等計画の概要について

第1章 計画の目的と位置づけ

1 計画策定の趣旨

大規模災害が発生した場合において、受援対象業務や外部機関への迅速な応援要請と応援職員等を的確に受入れ情報共有や各種調整を行うための体制と、災害対策基本法や災害時相互応援協定などに基づき、被災地への職員の派遣、物資の提供などの応援・支援の実施について明らかにするもの。

2 適用条件及び期間

- ①適用条件
 - ・本市が震度6弱以上の地震を観測したとき
 - ・市内全域にわたり甚大な被害が発生するおそれがある、又は発生したとき
 - ・その他、本部長（市長）が応援要請の必要性を認めたとき
- ②受援の期間：外部からの支援・要請が種類・量とも多くなる1ヶ月程度までを対象（必要に応じてそれ以降の業務も想定する。）

第2章 受援体制の整備

1 受援担当者の役割

庁内全体の受援担当者（受援総括担当）と各業務の受援担当者（受援担当）

図2-1 災害時の組織運営および受援体制



本部班の中に、人事課職員と安心安全課職員で構成

第3章 災害時の応援職員の受入れ

1 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ（9段階）

- ①被害状況の把握⇒②都道府県との調整⇒③県職員の受入れ⇒④必要人員の把握
- ⑤応援職員の要請⇒⑥応援職員の受入れ⇒⑦受援業務の開始、状況把握
- ⑧撤収調整（応援の終了）⇒⑨清算

2 応援職員の受入れ時の配慮

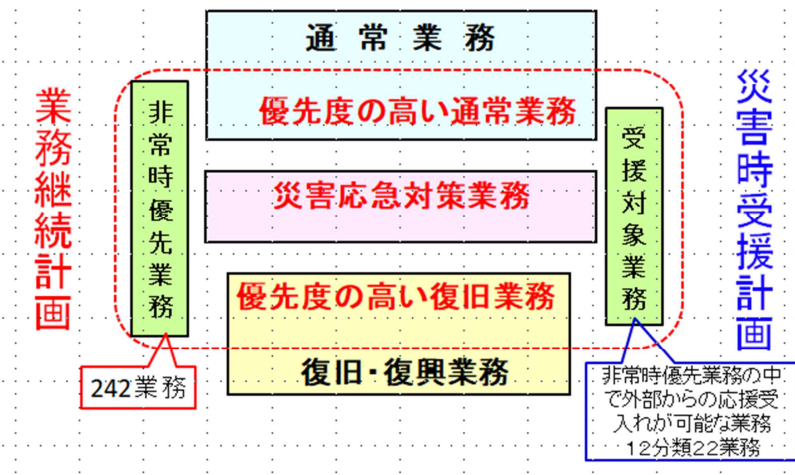
- ①スペースの確保 ②資機材の提供
- ③執務環境の整備 ④宿泊場所に関するあっせん等

第4章 受援対象業務

長久手市業務継続計画：非常時優先業務 **2 4 2 業務**

長久手市災害時受援等計画：受援対象業務 **1 2 分類 2 2 業務**

非常時優先業務と受援対象業務の関係



○1 2分類 22業務

人命、物資物流、生活再建、医療、ライフライン、福祉、環境、避難所、道路インフラ、水インフラ、情報収集・発信、その他

○2 2業務のうち、特に過去の大規模災害の経験から受援が必要とされる9業務について受援シートを作成

- ①災害マネジメント（安心安全課）
- ②避難所運営（福祉避難所含む。）（安心安全課）
- ③支援物資に関する業務（安心安全課）
- ④災害廃棄物の処理（環境課）
- ⑤住家の被害認定調査、⑥罹災証明書の交付（税務課・収納課）
- ⑦被災者支援・相談業務（地域共生推進課）
- ⑧被災宅地・建築物応急危険度判定（都市計画課）
- ⑨医療救護所運営（健康推進課）

市の公用車で物資の輸送用として使用可能な環境課保有の2tトラックを2台使用

第5章 応援に係る計画

1 大規模災害時の市による被災地への応援

愛知県から要請：受援総括担当を調整窓口として対応について検討

それ以外の場合：連絡を受けた班等は受援総括担当へ報告、対応を協議

第6章 県が実施する災害応急対策に対する市の対応

5 物資調達に係る計画

- プッシュ型支援への対応：国が発災後4日目以降に県の備蓄拠点に資機材を輸送
- 市の防災倉庫にある水・食料・資機材：市を東西のエリアに区分し避難所へ輸送
- プル型支援への対応：協定締結事業者への物資の要請及び移送

第7章 受援力強化に向けた取り組み

- 2 PDCAサイクルによる運用・改善：PDCAサイクルを活用して、訓練を重ねながら改善
- 5 実災害からの教訓・整理

東日本大震災、能登半島地震等で被災地に派遣された職員から聞き取った意見等についても反映する。

(8) 被災建築物・宅地応急危険度判定 受援シート

■業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先 (内線)	備考 (FAX 等)
業務責任者	都市計画課 課長	3 2 2	
受援担当者	都市計画課 建築係 係長	3 2 4	
	都市計画課 建築係 建築技師又は主事	3 2 4	

■業務の概要と流れ

業務概要	地震により建築物が被災した場合若しくは、地震又は降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次的災害を防止することを目的として、建築物又は宅地の危険度を判定する。
------	---

項目		～1日	～3日	～1週間	～2週間	～1ヶ月
1	被災建築物 応急危険度 判定	情報収集 判定実施要否判断				
		調査方針の決定 体制の構築 応援職員等の要請	調査班の編成 調査班への指示			
			資機材の調達			
2	被災宅地 危険度 判定	計画の作成	判定実施計画 の作成			
		被害情報等 の収集	宅地等の被災状況・交通規制等に関する情報収集			
		現地調査	現地調査・危険度判定の実施			
		調整会議等	調整結果の報告・ 二次災害の危険個所 の確認			

■応援要請を検討する主な業務内容

支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 判定コーディネーター (地方公共団体) ② 判定士 (地元以外の判定士、場合によって県内、県外へ依頼)
実務への 支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 判定コーディネーター <ul style="list-style-type: none"> ・判定士の受付、チーム編成・班編成、判定備品の配布 ・結果報告のとりまとめ、集計、支援本部への報告 ② 判定士 <ul style="list-style-type: none"> ・1チーム2人で15棟/日を判定 ・1人の判定作業は2、3日を基本

■ 関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	担当	連絡先	備考 (FAX 等)
愛知県	建築局公共建築部 住宅課 防災まちづくりグループ		052-954-6549	052-961-8145
	尾張県民事務所			
協定締結 事業所等				

■ 応援職員等の執務スペース

活動拠点 (屋内)	長久手市交流プラザ 1階多目的室、中会議室 1
現場 (屋外)	被害調査現場

■ 応援職員等の要請人数の考え方

○判定対象建築物・判定棟数：2,346棟	1,317	①岩作中地区
	179	②長配三丁目地区
	570	③作田一・二丁目地区
	280	④丁子田地区
		(想定：R3 震前実施計画書より)
○判定を実施する期間：10日間		
○判定数 (1チーム/日)：15棟 (10日間で150棟判定が可能)		
○必要なチーム数：17チーム (①：9、②：2、③：④、④：2)		
(地区毎の棟数÷15棟)		
○必要な判定士数：34人 (必要判定士数：1チーム2人)		
○判定コーディネーター数：4人 (地区毎に1人)		
※ 地元判定士数：行政判定士：31人、民間判定士：41人		
行政、民間判定士で34人を確保できない場合、県等に支援を要請する。		

■ 必要な資機材等

○ 長久手交流プラザ1階防災倉庫内に保管 下げ振り、コンボックス、腕章、バインダー、判定調査票、判定ステッカー、落下物シール、制度チラシ、粘着テープ
○ 長久手交流プラザ備品を借用希望
○ 都市計画課に保管：筆記用具、判定外部マップ
○ 市公用車：判定士を判定場所付近まで送迎

■ 指針・手引き等

・被災建築物応急危険度判定業務マニュアル
・被災建築物応急危険度判定コーディネーターマニュアル
・長久手市被災建築物応急危険度判定 震前実施計画書
・被災宅地危険度判定実施マニュアル